

厚生労働科学研究費補助金(労働安全衛生総合研究事業)

分担研究報告書

危機管理における企業と地域行政との連携

分担研究者 亀岡智美⁽¹⁾

研究協力者 野田哲朗⁽²⁾、広常秀人⁽³⁾、堀口逸子⁽⁴⁾、森田育男⁽⁵⁾、渡辺洋一郎⁽⁶⁾
佐藤俊子⁽¹⁾、杉山恵美子⁽¹⁾、桂田桃子⁽¹⁾、荒井貴史⁽¹⁾、
大園篤子⁽⁷⁾、佐々木敦子⁽⁷⁾

- (1) 大阪府こころの健康総合センターストレス対策課
- (2) 大阪府健康福祉部精神保健福祉課長
- (3) 大阪大学大学院医学系研究科精神医学
- (4) 順天堂大学医学部公衆衛生学教室
- (5) 中央労働災害防止協会大阪労働衛生総合センター
- (6) 渡辺クリニック (大阪精神科診療所協会副会長)
- (7) 大阪府守口府民健康プラザ

研究要旨

目的

昨年度の調査で、事業場で起こった危機事象に際して、精神保健面への危機介入経験があるとした精神保健福祉センター8箇所に聞き取り調査をし、危機介入時の問題点などについて検討した。

結果と考察

- 1 自殺事例などでは、事業場から外部精神保健専門機関への援助要請かむしろ積極的になされていた。一方、事業場の運送体制を揺るかすような大きな事故の場合、事業場からセンターへの援助要請はなされていなかった。しかしセンターは、周辺地域住民の精神健康被害か大きいと予測された場合、危機介入していた。
- 2 事業場内の大きな事故への危機介入では、精神保健領域の援助システムと労働局 労災病院・産業保健推進センターの援助システムが別々に機能し、情報の共有や連携か不十分であることか推察された。そのため、事業場従業員の精神保健面への介入か充分になされていない可能性か示唆された。
- 3 今後は、精神保健領域と産業保健領域か情報を共有し、共同で援助できるための、行政的管轄を越えた、より幅広い援助システムを構築することか重要であると思われた。

I 研究目的

平成14年度の分担研究では、わか国における危機時の事業場と地域精神保健機関との連携の実態を明らかにするために、全国61の精神保健福祉センター所長を対象としたアンケート調査を実施した。その結果、過去10年間に事業場で起こった危機事象への介入を経験したことかあるのは8センター(13%)、学校への危機介入経験は18センター(30%)であることがわかった。

今年度は、昨年度の調査で事業場で起こった危機事象への介入経験かあるとしたセンター8箇所、詳細な聞き取り調査をし、事業場と外部精神保健機関の危機時の連携について調査する。その上で、危機介入時の問題点などについて検討する。また、比較のために、昨年度調査で、学校への危機介入経験かあるとした18センターについても同様の調査をする。

(追補) 大阪府人口保健所における、地域保健と産業保健の取り組みを報告する。

II 研究方法

あらかじめ作成した調査票をセンター所長に郵送し、後日その調査票に沿って、電話による聞き取り調査を実施した。必要な場合は関連する資料を請求し、管轄の産業保健推進センターへの調査も行なった。学校における危機介入については、類似の調査票を郵送し回収した。

調査票は、大項目5(1 事業場で起こった危機の内容について 2 危機介入の時期と判断について 3 危機介入時の事業場との連携について 4 危機介入時の

関連機関連携について 5 危機介入時の援助チーム内連携について) からなり、全部で16の質問から構成されている。

III 研究結果

事業場への危機介入については、8センターのうち7センターから回答があった。そのうち3事例の回答があったセンターか1箇所あったため、全体で9の危機事象についての回答が得られた。学校への危機介入については、18センターのうち15センターから回答があり、そのうち2事例の回答があったセンターか1箇所あったため、全体で16の危機事象についての回答が得られた。

(1) 事業場で起こった危機事象への介入 ①危機事象の内容

センターか過去10年間に介入した、事業場内で起こった危機事象の内容は、図表1に示すとおりである。

自殺に伴う、職場や遺族の精神不安への介入か最も多く4件あった。1件はリストラに伴う自殺者か小規模な職場で1年間に2人出て、なおかつ自殺者のうち1名は焼身自殺であり、同僚か遺体を発見したという事例である。事業場内で目撃者のいる前での飛びおり自殺事例も1例あり、この事件は全国報道されている。もう1例の自殺への介入は、この飛び降り自殺の数カ月後に、同じセンターの管轄地域の別の事業場で起こった自殺である。大規模なリストラ後、精神障害で治療中の従業員か自殺、及び急死した事例への介入もあった。

事業場内で発生した事故後の介入か2件あった。1件はウラン加工施設での臨界事

故であり、もう 1 件は化学工場の爆発事故である。ともに事故現場付近の住民に多大な影響を与えている。

その他には、事業場内での殺人事件が 1 件、大規模なリストラに伴う従業員の精神不安に対する介入が 1 件、大規模な自然災害後、地域住民への介入の一部として事業場への介入も含んだものが 1 件であった。

②危機介入の時期と判断 依頼の有無

危機介入の時期については、自殺の事例で 2 週間以内に介入を開始したものがあったか、それ以外はすべての事例で 1 週間以内に介入が開始されていた (図表 2)。

危機時に事業場からの援助要請や情報提供があった事例は 6 件である (図表 3)。これらは自殺関連の 4 件と、殺人事件・大規模なリストラに伴う精神不安に対する介入である。自殺関連の 4 件は、ほとんどが事業場の人事などからセンター宛に依頼があり、「職場の精神不安をむしろ事業場外の専門機関にサポートしてほしい」という

積極的依頼もあった。精神障害関連の自殺及び急死の事例に関しては、以前から個別相談を受けていたケースである。大規模リストラの事例では、個人的つながりのあった事業場の産業医と産業保健推進センターからの依頼か、センター長個人にあったとのことである。これらの事例では、センター長が危機介入の判断をしている (図表 4)。

一方、事業場からの援助要請や情報提供がなかったのは 3 事例である。自然災害に伴う援助は、自治体の災害対策本部からの情報と依頼で介入している。事業場内で起こった事故 2 件は、事業場からの依頼はなかったか、周辺住民への影響が大きいか予想されたため、自治体担当課の判断で介入している。事業場への直接介入に関しては、行政上の壁があり困難であったという声もあった。

(図表 1) 危機事象の内容

危機となるべきこと	事業場			住民				その他	社会的影響
	死亡者	負傷者	精神不安	死亡者	負傷者	健康被害	精神不安		
自殺	2		あり					職場のリストラ後同僚が焼身遺体を発見	一部関係者
精神障害者の自殺及び急死	2		あり					全国報道された3000人から1000人へのリストラ後	一部関係者
自殺	1		あり						一部関係者
自殺	1		あり					職場内での飛び降り自殺目撃者あり	全国報道
事業場内殺人事件	1		あり						全国報道
大規模なリストラ			あり					2500人から1200人へのリストラ	全国報道
事業場内事故	2	69人被爆	不明			あり	あり	周辺住民約31万人に避難屋内退避要請	全国報道
事業場内事故	4	7	不明		58	あり	あり	半径約1.5kmの家屋約130戸に被害	全国報道
自然災害			あり				あり		全国報道

(図表 2) 危機介入開始時期

危機介入の時期	N
できごと発生当日	2
3日以内	4
1週間以内	2
2週間以内	1

(図表 4) 危機介入の判断

危機介入の判断	N
自治体の精神保健福祉担当課	3
精神保健福祉センター長	6

③危機介入時の連携

自殺事例は、ほとんどがセンターのみで介入かなされておられ、他機関との連携はなかった。殺人事件に関しては、極秘扱って介入かなされている。

自然災害への介入は、地域援助の一環として、事業場の産業保健スタッフに対して啓発活動などを行なったとのことである。

化学工場爆発事故は、住民にも多数の負傷者が出て、家屋倒壊や農産物被害など、半径 15 km にも物的被害が及んだ事故である。災害援助には赤十字も出動している。センターは、自治体の精神保健担当課の指示と保健所からの援助要請を受けて、事故当日から危機介入し、被害地域への職員派遣・被害者の精神健康状況把握 現場でのメンタルケアに関する方針決定・援助に関わる専門家への助言などを実施している。しかし、事業場からの情報提供はなく、事業場に対する直接的な援助もなされていない。なお、この事故の際には、管轄の産業保健推進センターは、危機介入をしていない。

ウラン加工施設での臨界事故の場合、事故当日に原子力災害対策本部が設置され、地域住民の健康調査や健康相談が開始され

(図表 3) 援助依頼および情報提供

	事業場からの依頼	事業場からの情報提供
あり	6	6
なし	3	3

た。広い地域の住民の精神不安が予測されたために、自治体の精神保健担当課が要介入の判断をし、事故後 4 日目には、メンタルヘルス支援体制会議が設置されている。この会議は、自治体担当課が主導し、保健所 センターの他に、PTSD 専門家である精神科医もメンバーとして参加しており、「こころのケア相談事業の進め方」「相談ケースの分析と評価」「ケース検討」などがなされている。これにより、こころのケアに関する研修会の開催やこころのケア相談所の開設、保健師による家庭訪問（科学技術庁が実施した住民の被曝量検査に同行）、こころのケアに関する小冊子の作成 配布などが実施され、これらの活動の一環として、センター内に「こころのケア電話相談」が開設された。この事例においても、事業場からの援助要請や情報提供はなかったか、インフォーマルな個人的つながりの中で得られた情報があったため、連携がうまくいったと考えられるとのことである。

一方、この事故では労働福祉事業団を中心とした、主に従業員の健康被害に対する危機介入も行なわれた。労災病院には現地対策本部が設置され、労働安全衛生法第 66 条に基づく従業員の臨時健康診断などが行なわれた。近隣の 5 労災病院からも人員の派遣があり、受託検査などの応援体制が整備された。

また、産業保健推進センター（産保センター）では、労働基準局と連携して情報収

集し、以前原子力関連事業場の産業医の経験がある相談員がチーフとなって相談体制が敷かれた。従業員のメンタルヘルスに関しては、事業場からの依頼はなかったか、産保センターから事業場に問い合わせたところ、「従業員心のケアに関する相談に対応してほしい」との要請があったため、「メンタル健康相談窓口」が開設された。しかし、この相談窓口には、事業場の従業員からの相談は少なかったとのことである。

(2) 学校で起こった危機事象への介入

①危機事象の内容

センターが過去10年間に介入した、学校内で起こった危機事象の内容は、図表5に示すとおりである。16事例のうち半数以上か、全国報道されるほどの大きなできごとへの介入であった。

②危機介入の時期と判断 依頼の有無

危機介入の開始は、図表6に示すように、約8割のセンターは1週間以内である。危機介入の判断については、9割近くが保健所長 精神保健福祉センター長 自治体の精神保健福祉担当課 知事によってなされている(図表7)。これらのケースはすべて全国報道された事例である。

(図表5) 危機事象の内容

危機となる出来事	死者		負傷者		精神不安			健康被害		その他	社会的影響
	生徒	教師	生徒	教師	生徒	教師	保護者	生徒	教師		
交通事故(船)	4	2			9		4			学校職員の死亡3	全国報道
交通事故(自動車)	1		10							幼稚園児負傷者1	全国報道
交通事故(自動車)	1		1							ワゴン車運転手負傷	全国報道
交通事故(航空機)					人数不明		人数不明			乗員死亡4 住人死亡2	全国報道
殺傷事件	8		15	1	人数不明	人数不明	人数不明				全国報道
殺傷事件	8		15	1	人数不明	人数不明	人数不明				全国報道
殺傷事件	8		15	1	人数不明	人数不明	人数不明				全国報道
殺傷事件	1										全国報道
自然災害											全国報道
犯罪被害児童の在籍					2						全国報道
教師の犯罪					12						ローカル報道
発砲事件の目撃					5	1				職員の問題不安1	ローカル報道
校内暴力事件					1	1	1	1	1		一部の関係者
校内暴力事件						1					一部の関係者
学生の自殺	1				3	1					一部の関係者
不審者の徘徊 威嚇					人数不明	人数不明	人数不明				一部の関係者

(図表6) 介入開始時期

危機介入の時期	N
できごと発生当日	5
3日以内	5
1週間以内	2
2週間以内	0
1カ月以内	1
その他	4

(図表7) 介入の判断

危機介入の判断	N
知事	2
自治体の精神保健福祉担当課	3
精神保健福祉センター長	6
保健所長	3
精神保健福祉センター担当者 (精神科医 ケースワーカー)	2
その他	1

(図表8) 介入依頼の有無

危機介入の依頼	N
あり	11
なし	5

(図表9) 依頼内容

臨床心理士の派遣
とにかく来てほしい
会議への出席要請
精神科医の助言
PTSD対応についての助言
生徒対応についての助言
教師の相談
教職員に対する講演
全校生徒への講演
生徒への個別カウンセリング 援助
集団カウンセリング

(図表10) 連携した機関

保健所	10
精神科医療機関	6
警察	4
児童相談所	3
臨床心理士	3
大学	2
こころのケア研究所	2
民間の被害者支援団体	2
被害施設の健康管理センタ	1
国立精神 神経センター	1
他の自治体	1
学校カウンセラー	1

危機介入の依頼があったかどうかについては、約7割のセンターが「依頼あり」としている(図表8)。依頼のなかった5件のうち1件は、センターから学校に問い合わせた依頼を受けており、もう1件は保健所からの依頼があり介入している。残りの3件は同一の危機事例への介入であるか、大規模で被害者が広域に在住するできごとであったために、コーディネーターの役割を担ったセンターが学校に問い合わせた依頼を受けており、他の2つのセンターが参加した。この事例は、事件後約1ヶ月後に学校長から各機関宛に正式な依頼文書が発行されている。また、「介入依頼あり」の場合の、依頼内容は図表9に示す通りで、様々なものが見られた。

③危機介入時の連携

保健所との連携が最も多く見られ、精神科医療機関 警察などさまざまな機関との連携がなされていた(図表10)。

一方、多機関の援助チームが有機的に機能するためには、全体の指示系統 リーダー コーディネーター 計画立案 連絡窓口 などが確保されていることが必要であると考えられるか、ほとんどの事例でこれらのすべて、または一部が明確に存在したとの回答が寄せられた(図表11)。

(図表11) 危機介入チームの連携

	あり	なし	不明
全体の指示系統	8	1	1
チームリーダー	9		1
計画責任者	7	1	1
コーディネーター	9	2	
連絡窓口(チーム側)	7	2	1
連絡窓口(学校側)	8	1	1

IV 考察

事業場か、外部の援助を求めなければならぬほどの大きなトラウマティックストレスを伴う危機にみまわれた時、従業員のPISD予防のために、早期から精神保健面の関わりか必要であるといわれている。このためには、事業場と外部援助機関との間で、できるだけ迅速に正確な情報を共有することや、外部援助機関か有効に機能するための機関連携システムの構築か重要であると考えられる。

今回の調査では、「自殺事例にまつわる従業員の精神不安への介入」のように、事業場の運営体制か保たれており、比較的個人的問題に帰すことかできるような事象については、事業場から外部精神保健専門機関への援助要請かむしろ積極的に出されていることかわかった。もちろん、このような事例では、平常時から事業場と精神保健専門機関の間に、有機的連携や信頼関係かあったであろうことか推察される。一方、事業場の運営体制を揺るかすような大きな事故の場合は、事業場から精神保健機関や自治体の精神保健担当課に直接の援助要請はなされにくいことか推察された。

次に、危機時の情報共有や機関連携について、今回の調査で比較的詳細か明らかになった、事業場内事故の1例をモデルに検討してみる。

この事例では、危機直後から、現地災害対策本部か設置され、主に地域住民の健康被害についての調査や相談か行なわれたか、その他に2系統の援助システムか機能している。一つは主に地域住民の精神不安に対処するために自治体の精神保健担当課か主導したシステムであり、もう一つは、主に

事業場の従業員の健康被害に対応するための労働局 労災病院 産保センターの援助システムである。

しかし、これら2つのシステムは、基本的には別々に機能しており、情報の共有や連携か十分持たれていたとは言い難いと思われた。このような中で、今回の調査の範囲では把握しきれない点もあると思われるか、精神保健面の援助を主に担当した自治体担当課か主導したシステムは、事業場従業員の精神保健面への介入については、踏み込めていなかった。一方、産業保健推進センターかキャッチした、「従業員の心のケアに関する相談に対応してほしい」という事業場の援助依頼には、十分な対応かなされたかどうか疑問か残る。

今後、事業場の大きな危機への介入に際しては、精神保健領域と産業保健領域か情報を共有し、共同で従業員の精神保健面のケアにあたることかできるための、行政的管轄を越えた、より幅広い枠組みを構築することか重要であると思われた。

ご多忙の中 今回の調査にご協力いただきました精神保健福祉センターと産業保健推進センターの方々に厚くお礼申し上げます。

守口・門真地域における「職場のメンタルヘルス対策についての学習会」

～産業保健と地域保健の連携～

人

大阪府では、平成13年度より、国の地域保健推進特別事業のひとつとして、府内の保健所でのストレス啓発活動を実施している。平成14年度には、大阪府こころの健康総合センターが技術援助しなから、府内14箇所の保健所で「ストレス対応コース」として実施された。概要は図表1に示す通りで、概ね4回を基本とするストレスマネジメントに関する啓発セミナーである。受講対象や取り上げるテーマなどは、各保健所がそれぞれの地域特性に合わせて決定している。守口保健所では「働く人のメンタルヘルス対策」に焦点をあて、①一般向け講演会 ②職域（守口市人事課・門真市人事課と共催）での「働く人のメンタルヘルス講座」を実施した（図表2）。

人口15万2千人、門真市は人口13万6千人で、2002年3月現在、守口門真商工会議所の会員となっている事業所は3,896事業所である。業種別内訳は、電機器具工業142 機械金属工業475 化学、一般工業340・繊維業192・食品業285 一般商業521 サービス業540 建設業751・自動車、運輸業251・その他399で、事業所構成比では、府内の他の地域よりも製造業のウェイトが高いのが特徴である(1996年事業所統計)。このように、守口門真地域には、民間の中小の事業所が多数あり、また健康管理センターを持つ大企業も数社あることから、「ストレス対応コース」開催時には、商工会議所を通して上記の民間事業所にも案内をした。

(図表1) 大阪府保健所実施したストレス対応セミナー (平成14年度)

テーマ1	テーマ2	テーマ3	テーマ4	対象	延人数
からだところを弛めよう(講義) リラックス体験	ストレスのことを知ろう(講義) リラックス体操	リラクゼーションとアロマテラピー		精神保健家族会希望者	23
ストレスのことをよく知る(講義) 自己催眠によるリラクゼーション	リラクゼーション体験(アロマ体操) 自己催眠とは(講義) 実習)GW	ストレスに負けない食事 自己催眠によるリラクゼーション	リラクゼーション体験(アロマ体操) 自己催眠によるリラクゼーションGW	市民	61
ストレスのことをよく知ろう(講義) 自律訓練法実習	GW ミニ講義 リラクゼーションに役立つツール 自律訓練法実習	ストレス軽減のために(ミニ講義) GW 自律訓練法実習	リラクゼーション GW 自律訓練法実習		26
ストレスとは(講義) リラックス体操	認知行動の変容(講義) リラックス体操	ヨカ(実技) Gw	ヨカ(実技) Gw		55
心と体が元気になるために(講義)				集団給食研究会	13
自律訓練法の実習				難病介護ボランティア	15
ストレスのことを知る(講義1) 援助者のためのリラクゼーション	ストレスのころを知る(講義2) 自律訓練法	リラクゼーション実習1(講義) 園芸療法	リラクゼーション実習2(講義) コンテナカーテン実習	関係機関職員	91
働く人のメンタルヘルスを考えよう(講義)	ストレスの理解(講義)	運動療法とストレスマネジメント(講義)	ストレス社会を生き抜くために(講義)		60
	つらいきさを乗り切ろう	リラクゼーション	ストレスを解消しよう	禁煙教室受講者	39
ストレスとは? 運動 リラクゼーション 自律訓練法	運動 リラクゼーション 自律訓練法	アロマリラクゼーション 園芸療法		介護ボランティア	48
ストレスをよく知ろう(講義) 自律訓練法 GW	身体から見たところ(講義) ハーブ体験 自律訓練法	ストレスに強くなる食事(講義) 自律訓練法 GW			50
ストレスについて(講義) GW リラクゼーション	GW リラックス体操 リラクゼーション	暮らしにハーブを(講義) ストレスと食事(講義) GW		保健福祉関係機関職員	42
ストレスって?(講義) GW 自律訓練法実習	ストレスのとらえ方について(講義) GW 自律訓練法	食事に強くなる食事(講義) ストレッチ 自律訓練法			61
子どものストレス親のストレス(講義)	ストレスを知ってころを案にする(講義)	さまざまなリラクゼーション法			78
				合計	662

このような取り組みを行なう中で、今後も引き続き地域保健と産業保健の連携を継続していきたいとの要望があったため、上記の「ストレス対応コース」と並行して、労働安全衛生管理者を中心に「職場のメンタルヘルス対策についての学習会」を立ち上げ、この課題における地域保健と産業分野との連携を模索し始めた。

メンバーは、守口・門真市人事担当者 保健師、守口門真消防組合人事担当者、松下電器健康管理センター保健師・三洋電機 産業保健ユニット産業医 保健師、守口門真商工会議所総務担当、保健所保健師 CW、大阪府こころの健康総合センターである。

実施内容は図表3のとおりで、それぞれの職域におけるメンタルヘルスを中心とした事例検討を重ねている。また、職域に潜在的に存在すると考えられるトラウマ事象についての理解を深め、PTSD予防につながるメンタルヘルスケアの必要性についても検討している。今後も事例検討を中心に疾患への理解と対策を互いに学びあう場として、参加者を増やし、地域での産業保健・地域保健の連携を深める場としていきたい。

(図表2) 守口保健所で実施したストレス対応コース

①	平成14年9月24日(火) こころの健康づくり講演会 講演「働く人のメンタルヘルスを考える」	74名	平成15年7月2日(水) こころの健康づくり講演会 講演「ストレス社会を生きぬくために」	106名
②	平成14年10月17日(木) 講義「ストレスの理解」	男15 女7	平成15年7月30日(水) 講義「ストレスの理解」	26 女3
③	平成15年8月28日(木) 実技「運動療法とストレスマネジメント」 自律訓練法の実習	男13 女7	平成15年8月28日(木) 演習「ストレス社会を生き抜くために」 GW事例検討 自律訓練法	男23 女3
④	15年1月8日(水) 講演「ストレス社会を生きぬくために」	男13 女6	平成15年10月17日(金) 講義「運動療法とストレスマネジメント」	男27 女4

(図表3) 職場のメンタルヘルス対策についての学習会

15 5 22	① 事例検討・・・大阪府こころの健康総合センター
15 9 4	② 事例検討・・・守口市
15 12 4	③ 企業のメンタルヘルス対策・・・松下健康管理センター 企業におけるPTSDについて
16 2 5	④ 事例検討・・・門真市